

リウマチ財団登録薬剤師に関するQ&A

令和元年11月

公益財団法人日本リウマチ財団
リウマチ専門職委員会

問1 登録販売者や調剤補助、事務等も登録申請できますか。

(答え) 本制度においては、わが国の薬剤師法に基づく薬剤師が対象となる制度です。したがってご質問の職種は対象となりません。

問2 リウマチ財団登録薬剤師規則第3条のリウマチ性疾患の薬学的管理の実務経験について、具体的にはどういふことですか。

(答え) **令和元年11月1日よりリウマチ財団登録薬剤師規則が一部改定されましたので、ご注意ください。** 薬剤師の資格取得後、**通算3年以上の薬剤実務経験があり**、かつ1年以上のリウマチ性疾患の薬学的管理業務に従事した場合に申請資格があります。リウマチ性疾患の薬学的管理の従事期間については、直近5年間で連続した1年間ではなく、数か月単位で通算して12か月(計1年間)以上あれば可能ですので、申請書類のうちの「リウマチ性疾患薬学的管理等従事歴」に具体的な記載をお願いします。

問3 産前・産後の出産休業及び育児休業の期間は、リウマチ性疾患の薬学的管理の従事期間に算入されますか。

(答え) 従事期間に算入されません。また、薬剤実務経験の期間にも算入されません。

問4 リウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴はありますが、現在離職中のためリウマチ性疾患の薬学的管理指導に従事していません。登録申請は可能ですか。

(答え) 登録日(毎年度10月1日)前、5年間に於けるリウマチ性疾患の薬学的管理の従事期間が数か月単位で通算して12か月(計1年間)以上であれば、リウマチ財団登録薬剤師業務への復帰を前提に登録申請は出来ます。

問5 リウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴は、複数の医療機関・保険薬局等で認められますか。

(答え) 複数の医療機関・保険薬局等であっても通算して認められます。ただし、登録日(毎年度10月1日)前、5年間に於けるリウマチ性疾患の薬学的管理の従事期間が数か月単位で通算して12か月(計1年間)以上なければなりません。

問6 前の病院(脳外科)ではリウマチ患者が希でした。それでもリウマチ性疾患の薬学的管理業務に従事したと認められますか。

(答え) 患者が希だと言う事だけでは判断いたしかねます。リウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴は、登録日(毎年度10月1日)前、5年間について要件を定めており、従事歴の他にリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録も登録申請要件であり、それらを総合的に判断させていただきます。

問7 常勤職員でなくてもリウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴は認められますか。

(答え)リウマチ性疾患の薬学的管理に従事しているのが、パート・非常勤・派遣等の非正規勤務の場合であっても、医療機関・保険薬局等との間に雇用契約が明確に結ばれていれば、リウマチ性疾患の薬学的管理に従事していると認められます。

問8 リウマチ科を標榜していなくてもリウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴は認められますか。

(答え)内科、整形外科等、リウマチ科を標榜していなくてもリウマチ性疾患患者を診療している医療機関はありますから、標榜していないからと言って認めないことはありません。リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録等と併せて従事歴を判断させていただきます。

問9 リウマチ性疾患の範囲を教えてください。

(答え)別紙「リウマチ性疾患一覧表(2019/12/15追加)」の通りです。

問10 「慢性関節リウマチ」という診断名はありますか。

(答え)日本リウマチ学会等の意見を踏まえて、2006年から「関節リウマチ」として関係法令が改正されております。

問11 リウマチ性疾患に「パーキンソン病」は含まれますか。

(答え)「パーキンソン病」はリウマチ性疾患には含まれません。

問12 「若年性関節リウマチ」という診断名はありますか。

(答え)現在の疾病分類では、「若年性特発性関節炎」です。

問13 同一施設の薬剤師が登録申請する場合、指導患者の重複は認められますか。

(答え)病院・診療所・保険薬局等の患者数、申請者の勤務形態等の事情で、指導患者が重複することは致し方ありませんが、申請者個々人の知識、経験により、作成されるリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録であることから、内容が重複することはありません。

問14 リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録を取り纏める際に心がけることを教えてください。

(答え)保険薬局にご勤務されている方は、調剤録並びに薬剤服用歴等に則って記載するようにして下さい。また、病院にご勤務されている方においては、外来は薬剤情報提供料算定時の記録、入院は薬剤管理指導料算定の際の記録等に則って記載するようにして下さい。

問15 院内研修、講演会等の単位認定はどのように扱われますか。

(答え) リウマチ財団登録医・リウマチケア看護師・リウマチ財団登録薬剤師・リウマチ財団登録理学・作業療法士が講師として実施するリウマチ財団登録薬剤師カリキュラムに則った院内研修であれば、新規申請時は8単位まで、更新申請時には6単位まで単位が認められます。その場合は、所定の様式「院内研修記録」の提出が必要となります。「講師・指導者用」と「受講者用」で1セットとなりますのでご注意ください。なお、院外開催の講演会等や院内研修であっても部外者への開催通知もなされていて、部外者等も参加可能としたいいわゆるオープンな研修会の場合は、「リウマチケア専門職教育研修講演単位認定申請」の扱いとなりますので、開催日2か月前までに財団事務局にお問い合わせ下さい。

問16 院内研修は、開催時間を別日で30分ずつとした場合は認められますか。

(答え) 認めます。ただし、所定の用紙(院内研修記録)は開催日ごとに記入して下さい。

問17 リウマチ財団登録薬剤師規則第3条第3項に定めている財団が主催、単位認定する研修会等以外の研修会等について具体的に説明して下さい。

(答え) 日本リウマチ学会、日本臨床リウマチ学会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会、日本臨床薬理学会の学術団体が主催した研修会の何れかに参加した場合に限り、新規申請時は5単位、更新申請時は3単位を単位として認められます。ただし、新規・更新申請時にそれぞれ1回のみしか認められません。単位発行のお手続きについては、財団事務局までご連絡下さい。

問18 現在勤務している病院でのリウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴では資格要件を満たさないため、以前に勤務した医療機関・保険薬局等の記録を入手しようとしたところ、その施設が廃院となっており資料を取り寄せることができません。何か対応策はありませんでしょうか。

(答え) 医療機関・保険薬局等が廃止又は休止したときには、医療法の規定により保健所に届け出る事になっております。管轄の保健所で、医療機関・保険薬局等の名称、所在地、廃止・休止の年月日や理由等を確認し、医療機関・保険薬局等がリウマチ診療・調剤業務をしていたこと、あなたがリウマチ性疾患の薬学的管理にあたった期間等を明記した書類を添えて、リウマチ性疾患薬学的管理等従事歴を記載して下さい。それらを総合的に判断させていただきます。

問19 登録申請後に転職した場合、何か対応する必要がありますか。

(答え) 新しく就職した医療機関・保険薬局等でリウマチ性疾患の薬学的管理に従事している場合、また現在はリウマチ性疾患の薬学的管理に従事していないが将来リウマチ性疾患の薬学的管理に従事する意思がある場合は、特に対応することはありませんが、将来、リウマチ性疾患の薬学的管理に従事する意思がない場合には登録申請を取り下げてください。

問20 大学院でリウマチ性疾患に関連したセミナー等を受講し、この講義に関するレポート提出で単位を受けましたが、大学院での単位取得はリウマチ財団登録薬剤師の単位充実に換算できませんか。

(答え) 今後、増えていくと予想される院生等については、臨床医学、医療薬学等の大学院(前期・後期ともに修士課程以上)の研究テーマ、学生指導、セミナー、演習等がリウマチ性疾患を対象としていることを条件に新規・更新ともに認めます。ただし、レポートには指導教員の押印やカリキュラム、シラバス等の内容が解るものの提出が必要となります。

問21 教育研修会等において発表した場合、リウマチ財団登録薬剤師規則第3条第1項第3号に定める教育研修単位と同条同項第6号の発表にかかる単位充当を重複して取得することができますか。

(答え)複数の演題がある場合には、リウマチ財団登録薬剤師規則第3条第1項第3号と同条同項第6号の別々に取得することができます、また発表演題が複数ある場合の発表単位は、その分を取得することができます。(例:発表演題が3回あるとすれば、発表単位は3倍使える扱いとなります。)ただし、抄録やプログラムに自身の名前が掲載されていることが条件となります。

問22 リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録の患者番号は、患者の個人情報漏洩が懸念されますが、必ず記載しなければなりませんか。患者名(イニシャル)の記載について、医療機関・保険薬局等管理者から難色を示されております。何か便法はありませんでしょうか。

(答え)医療機関・保険薬局等において使用しているカルテ番号(患者番号)は診療情報提供指針に抵触しますので、患者番号は申請者による便宜的な任意の番号で記載するようにして下さい。書類審査において照会することがありますので、任意の番号は照会に対応できるよう配慮して下さい。ただし、施設名や性別、年齢については記載をお願いします。詳しくは、記載例を参考にして下さい。

問23 治験患者が対象であるリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録に、製剤名を記入した場合に不都合が生じないでしょうか。

(答え)リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録とも、様式上治験患者の明示を求めておりません。記載に当たっては、治験患者以外の患者と同様の記載で結構です。リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録の記載例を財団ホームページで閲覧できます。

問24 現在進行中の治験であっても単位充当は認められますか。

(答)既に終了した治験同様、単位充当は認められます。ただし、治験参加の単位充当は、新規申請時は10単位、更新申請時は6単位として認められます。ただし、新規・更新申請時にそれぞれ1回のみしか認められません。治験責任医師が署名した治験業務従事証明書の提出が必要です。

問25 治験に参加しても治験コーディネーター(CRC)の資格を有しないと治験参加の単位充当は認められないのでしょうか。

(答え)治験コーディネーターの資格がなくても、リウマチ性疾患の治験に薬剤師として関わっていれば、単位充当は出来ます。

問26 治験はリウマチ薬でないと認められませんか。

(答え)認められません。リウマチ性疾患の治験に参加した場合に限り、単位充当することが出来ます。

問27 治験コーディネーターとしてリウマチ性疾患の薬学的管理に関わっております。日本薬剤師研修センター主催の治験に関する研修会(CRC養成コース)受講、CRCあり方会議において、リウマチに関する研究を発表しております。これらは回数として認められますか。

(答え)リウマチに関する研究は(講師として)発表として認めますが、上記研修会への参加は認められません。ただし、主催者である日本薬剤師研修センターより「リウマチケア専門職教育研修講演単位認定申請」が行われ、単位認定が認められた場合には単位を充当することができます。

問28 市販後臨床試験(PMS)のうち、全例調査に参加した場合、登録申請の単位充当を認められませんか。

(答え)市販後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が義務づけた全例調査については、登録申請の単位充当を認めます。

問29 治験業務従事証明書の「2. 治験薬コード名」には、何を記入するのですか。

(答え)治験実施医療機関においては、「治験にかかる業務に関する手順書」、「治験実施計画書」を作成するよう厚生労働省令で決められております。治験薬コード番号は治験薬剤開発番号・記号であり、治験業務従事証明書はこれらを参考に記入して下さい。

問30 治験業務従事証明書の「4. 治験区分」の記入は、第1～第3相試験の別及び市販後臨床試験(PMS;第4相試験)を、記入すればよいのでしょうか。

(答え)第4相試験は、問28の答えで示した市販後調査(PMS)のうち、市販後全例調査のみが対象となります。

問31 災害時リウマチ患者支援事業に従事した場合、単位充当が認められますか。

(答え)大規模災害発生時にリウマチ性疾患患者の薬学的管理業務に従事した場合(実地訓練を含む)は、新規申請時は5単位、更新申請時は3単位として認められます。ただし、新規・更新申請時にそれぞれ1回のみしか認められません。従事証明者が署名した災害時リウマチ患者支援事業(実施訓練)従事証明書の提出が必要です。

問32 リウマチ財団登録薬剤師になるとどのようなメリットがありますか。

(答え)次のメリットがあります。

- ①財団主催教育研修会受講料割引
- ②財団主催、認定教育研修会の案内
- ③定期刊行物日本リウマチ財団ニュース閲覧
- ④リウマチ財団登録薬剤師登録証の施設内掲示
- ⑤各種専門職(医師、看護師、薬剤師、理学・作業療法士)との交流
- ⑥当財団ホームページの専門職リスト*掲載(都道府県別施設名・氏名・職種等)*承諾された方のみ
- ⑦リウマチ専門職表彰制度の対象

問33 日本リウマチ学会への参加は、単位として認定されますか。

(答え)問17の答えをご覧ください。日本リウマチ学会への参加は、新規申請時は5単位、更新申請時は3単位を単位として認められます。ただし、新規・更新申請時にそれぞれ1回のみです。

問34 更新申請時に、リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録は、登録申請時と同じ症例で問題ありませんか。

(答え)5年間指導患者が同じ場合には致し方ありません。5年間、全く指導患者の異動がないとは考えられませんので、時代を反映した新たな知見をもとに、新・旧が混在したリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録の作成を期待します。同一の患者であっても、治療薬や薬学的管理指導内容等が5年前と同一とは考えられません。

問35 申請書等の記載事項を間違えたときに修正液を使ってもよいでしょうか。

(答え)修正液の使用は不適切です。訂正部分に二重線を引き、元の記載が見えるようにして修正印を押し印して下さい。申請書は、財団ホームページからダウンロードすることが出来ますので、訂正等が容易なワードによる作成をお勧めします。

問36 申請書等の記載において枠をはみ出す場合、別紙に記載してもかまいませんか。

(答え)公正かつ適正な審査を効率的に行うため、所定の様式の改変は認められません。申請者の判断で別紙への記載や枠を広げることは不可といたします。申請書用紙の枠内に収まるようご対応下さい。

問37 申請書等の様式を自分で作成してもかまいませんか。

(答え)所定の用紙以外は不可です。財団ホームページからダウンロードされるか、財団事務局にご連絡をいただくか等により、所定の様式を入手してご利用下さい。

問38 リウマチ専門職として、リウマチ財団登録薬剤師以外にも制度はありますか。

(答え)リウマチのチーム医療に関わる職種について、順次制度創設を行った来たところです。現在、リウマチ財団登録薬剤師以外に、リウマチ財団登録医、リウマチケア看護師、リウマチ財団登録理学・作業療法士制度があります。詳しくは、「パンフレット(リウマチ専門職制度のご案内)」をご覧ください。

問39 リウマチ財団登録薬剤師登録申請後、資格取得見込証明書を発行出来ないでしょうか。

(答え)資格取得見込証明書の発行は出来ません。理由があり要望される場合、当財団がリウマチ財団登録薬剤師登録申請書を受理した旨証明することは可能です。

問40 リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録には、抗リウマチ薬の調剤3例以上を含むと定められていますが、その中に悪性関節リウマチは含まれますか。

(答え)悪性関節リウマチは「関節リウマチ」と別病名ですが、関節リウマチの中の一つの病型(タイプ)ですので、関節リウマチの症例数に含めることができます。

問41 こども病院については、若年性特発性関節炎(JIA)ばかりですので、抗リウマチ薬の調剤3例以上のハードルが厳しい状況です。対応についてご相談させて下さい。

(答え)若年性特発性関節炎(JIA)でも認めます。「リウマチ性疾患一覧表(2019/12/15追加)」に記載されているように、全身性エリテマトーデス(SLE)、多発性筋炎・皮膚筋炎、川崎病等の膠原病・類似疾患がありますので、これら症例も対象となります。

問42 新規・更新登録申請時期はいつになりますか。

(答え)新規・更新ともに、毎年7月1日から9月30日(消印有効)になります。更新対象者には、毎年5月中旬ごろにお葉書にてその旨をお知らせします。なお、申請書一式(原本1部・コピー1部)はできる限りに到達の確認が可能な書留やレターパック等で送付して下さい。

問43 更新の期間は何年ごとですか。

(答え)5年間の更新制です。

問44 リウマチ財団登録医等による推薦書は、勤務施設の医師ではないといけないのでしょうか。また、取得ができない場合はどのようにすればよろしいですか。□

(答え)他院でも、リウマチ財団登録医もしくは日本リウマチ学会専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医の資格を有する医師であれば構いません。また、推薦を得ることが難しい場合には「リウマチ財団登録医等推薦取得困難理由書」をご提出下さい。総合的に判断させていただきます。

問45 申請書を提出する際に注意することを教えてください。

(答え)リウマチ性疾患薬学的管理指導記録は、リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿の中から選択して作成して下さい。その際、申請者の判断で様式を改変することは認めておりません。申請書用紙の枠内に収まるようご対応下さい。また、リウマチ性疾患薬学的管理指導記録において合併症や既往歴の空欄が目立ちます。ない場合には「無し」と記載するようにして下さい。

問46 申請書において、氏名・所属医療機関等名を財団ホームページ等による公開について諾否を求めています。これはどのように使用されるのでしょうか。

(答え)患者さん、ご家族などが受診医療機関の検索に活用されることを目的に、財団ホームページに「登録医・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士の所属する医療施設」を掲載しています。リウマチ専門医療従事者勤務医療機関と氏名・職種などの公表により、社会への認知とアピールになり、受診する医療機関の検索等の際にリウマチ専門職がいる施設であるアピールにもなります。

問47 申請にかかる費用を教えてください。

(答え)新規申請時には審査料1万円を、更新申請時には登録更新料1万円をそれぞれ納付して下さい。新規申請者には、合格後に登録料5千円が必要となります。

問48 申請書を提出してから「合否」までには、どれくらい時間がかかりますか。

(答え)リウマチ専門職委員会による審査並びに合否判定後、登録承認となるため、合否の通知は年明けの1月下旬ごろを予定しています。